

神栖市津波避難計画 (案)

令和4年3月改訂

神 栖 市

目 次

第1章 はじめに	1
1 計画の目的	
2 想定される津波	
3 用語の意味	
第2章 津波警報・注意報、津波情報	3
1 津波警報・注意報、津波情報の種類	
2 避難指示	
3 津波警報等の伝達	
第3章 職員の初動体制	6
1 職員の初動体制	
2 参集基準（連絡方法）	
3 配備体制	
第4章 津波避難の考え方	7
1 避難対象地域及び避難困難地域	
2 避難経路の設定	
3 避難方法	
4 避難誘導方法	
第5章 地区別避難計画	14
1 北公共埠頭周辺地区	
2 南公共埠頭周辺地区	
3 波崎海岸の一部及び利根川河口付近	
第6章 災害時における要配慮者及び避難行動要支援者への対策	24
1 災害時における要配慮者に対する安全確保対策	
2 災害時における避難行動要支援者の避難支援	
第7章 観光客・従業者等への対策	25
1 情報伝達	
2 避難誘導標識等の設置	
第8章 津波防災教育・啓発	26
第9章 防災訓練・講演会の実施	26

第1章 はじめに

1 計画の目的

この計画は、津波が発生した場合に、主として、その発生直後から津波が終息するまでの概ね数時間から十数時間の間、住民等の生命及び身体の安全を確保するための避難計画である。また、この計画は、神栖市が策定している地域防災計画における避難計画を避難者の状況や地域の実情に応じて具体化するものである。

2 想定される津波

本計画においては、平成24年8月に茨城県が公表した「津波浸水想定」における最大クラス(L2)の津波が悪条件下で発生した場合を想定し、浸水の区域等を設定している。

比較的頻度の高い津波 (L1津波)	数十年から百十数年の発生頻度で、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波
最大クラスの津波 (L2津波)	発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波

表 想定した最大クラスの津波(L2津波)

対象津波	東北地方太平洋沖地震津波	H23 想定津波
	平成23年3月11日、三陸沖を震源とした地震により発生した津波。 東日本大震災を引き起こし、東北から関東を中心に甚大な被害をもたらした津波の再来を想定。	地震調査研究推進本部から平成23年11月に公表された「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価(第二版)について」を基に想定した地震。 (平成19年に茨城県で想定した津波「延宝房総沖地震津波」の震源域等を参考にした地震。)
マグニチュード	Mw = 9.0 Mt = 9.1~9.4	Mw = 8.4 Mt = 8.6~9.0
使用モデル	中央防災会議モデル	茨城県モデル

なお、津波浸水想定は、2種類のシミュレーション結果を重ね合わせ、最大となる浸水域、最大となる浸水深を抽出するとともに、最大遡上高も2種類のシミュレーション結果を重ね合わせ、地域海岸ごとの遡上高のうち、最大となる値を採用している。また、影響開始時間は、地域海岸ごとに2つの津波の影響開始時間を算出し、最短となる時間を採用している。

最大クラスの津波は、現在の科学的見地や過去に発生した津波、今後発生が想定される津波などから設定されたもので、地震の規模や震源の位置が想定したものと異なる場合は、想定した結果より大きな津波が発生したり、より早く津波が押し寄せる可能性があることに留意する必要がある。

3 用語の意味

この計画において、使用する用語の意味は次のとおりである。

津波浸水想定区域	<ul style="list-style-type: none">○ 津波が陸上に遡上した場合に、浸水する陸域の範囲をいう。○ 過去の津波の浸水地域や津波シミュレーションによる津波の浸水地域に基づき定める。	
避難対象地域	<ul style="list-style-type: none">○ 津波が発生した場合に避難が必要な地域で、津波浸水想定区域に基づき市が指定するものをいう。	
避難困難地域	<ul style="list-style-type: none">○ 津波の遡上開始までに、津波浸水想定区域の外(津波が遡上した場合に浸水しない区域)に避難することが困難な地域をいう。	
避難路	<ul style="list-style-type: none">○ 避難する場合の道路で、市が指定するものをいう。 ※主要な道路のうち、特に津波避難に有効な道路を優先し指定する。	
避難経路	<ul style="list-style-type: none">○ 避難する場合の経路で、自主防災組織、住民等が設定するものをいう。	
避難目標地点	<ul style="list-style-type: none">○ 津波の危険から生命の安全を確保するため、地震発生直後から津波が終息するまでの間、避難対象地域の外にとりあえず一時的に避難する目標となる地点をいう。自主防災組織、住民等が設定するもので、必ずしも指定緊急避難場所とは一致しない。	避難目標地点、 指定緊急避難場所、津波避難ビル を総称して 「避難先」と表す。
指定緊急避難場所	<ul style="list-style-type: none">○ 津波の危険から緊急に避難するための高台や施設などをいう。原則として避難対象地域の外に市が指定するものをいい、津波が収まった後、地域住民が一定期間滞在するための「避難所」とは必ずしも一致しない。	避難目標地点、 指定緊急避難場所、津波避難ビル を総称して 「避難先」と表す。
津波避難ビル	<ul style="list-style-type: none">○ 避難困難地域の避難者や逃げ遅れた避難者が緊急に避難する建物をいう。○ 堅固で3階相当以上の高さの建物を市と所有者が連携して指定・設定するものをいう。	避難目標地点、 指定緊急避難場所、津波避難ビル を総称して 「避難先」と表す。
津波ハザードマップ	<ul style="list-style-type: none">○ 地震により発生する津波の浸水範囲を表示した地図をいう。	

第2章 津波警報・注意報、津波情報

1 津波警報・注意報、津波情報の種類

気象庁等から発表される津波警報・注意報、津波情報は次のとおりである。

(1) 津波警報・注意報の分類と、取るべき行動

気象庁は、地震が発生した時には地震の規模や位置をすぐに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分(一部の地震※については約2分)を目標に、大津波警報、津波警報または津波注意報を津波予報区単位で発表する。

(※日本近海で発生し、緊急地震速報の技術によって精度の良い震源位置やマグニチュードが迅速に求められる地震)

この時、予想される津波の高さは、通常は5段階(1m, 3m, 5m, 10m, 10m超)の数値で発表する。ただし、地震の規模(マグニチュード)が8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報・注意報を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉で発表して、非常事態であることを伝える。

このように予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報・注意報を更新し、予想される津波の高さも数値で発表する。

【津波警報・注意報の種類】

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と 取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震 の場合の 発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m < 予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高いところや避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
		10m (5m < 予想高さ ≤ 10m)		
		5m (3m < 予想高さ ≤ 5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m < 予想高さ ≤ 3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高いところや避難ビルなど安全な場所へ避難してください。

津波注意報	予想される津波の高さが高いところで 0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。
-------	---	----------------------	---------	---

注) 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

(2) 津波情報

津波警報等が発表された場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどが津波情報で発表される。

【津波情報の種類と発表内容】

情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報 各津波予報区の津波の到達予測時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)または2種類の定性的表現で発表
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報 主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報 沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表
	沖合の津波観測に関する情報 沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表

2 避難指示

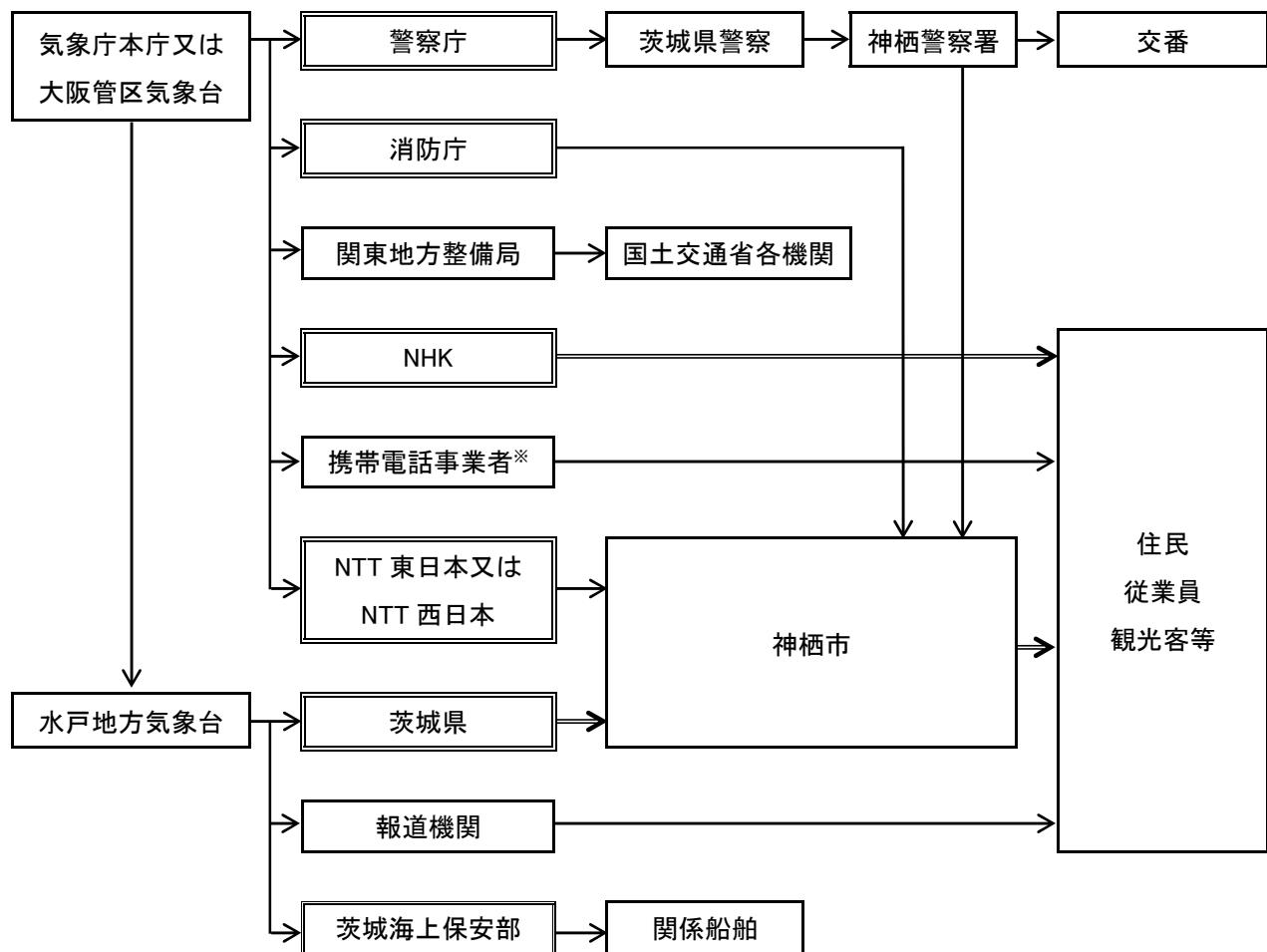
津波警報等が発表された場合に市長が発令する避難指示は以下のとおりである。

発令基準	住民等に求める行動
1:大津波警報、津波警報の発表 2:停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受け取ることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合	<p>【立退き避難】 災害リスクのある区域等の居住者等が、自宅・施設等において命が脅かされるおそれがあることからその場を離れ、安全な場所へ移動する。</p> <p>【緊急安全確保】 立退き避難を行う必要がある居住者等が、立退き避難を安全にできない可能性がある状況に至ってしまったと考えられる場合に、立退き避難から行動を変容し、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点ではいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等をする。</p>

【引用】「避難情報に関するガイドライン」

3 津波警報等の伝達

(1)津波情報等の伝達系統図



※緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

(注)二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。

(注)二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

(2)住民等への伝達

市は、津波警報等が発表されたときは、防災行政無線、防災ラジオ、神栖市メールマガジン、広報車、ハンドマイク等により、直ちに海浜にいる者、海岸沿いの住民等に呼びかけ、急いで安全な場所に避難するよう指示する。

第3章 職員の初動体制

1 職員の初動体制

職員は、強い地震を観測したとき、あるいは津波警報等が発表されたときは速やかに下記の基準により参集し、配備体制を取るものとする。

2 参集基準（連絡方法）

(1) 勤務時間内

①市役所にいるときの対応

庁内放送、庁内電話等により迅速に連絡する。

②外出（出張等）しているときの対応

電話、メール等により迅速に連絡する。

(2) 勤務時間外

①震度4以上の地震を観測したとき、または津波警報等が発表されたときは自主参集する。

②細部については、「神栖市地域防災計画 第3編 応急対策計画 第1章 初動対応」による。

3 配備体制

配備体制	参集基準	動員体制
警戒動員	震度4の地震を観測したとき 津波注意報が発表されたとき	防災担当職員
	震度5弱の地震を観測したとき	概ね4分の1以内の人員
緊急動員	震度5強の地震を観測したとき 津波警報が発表されたとき	概ね3分の1以内の人員 ※災害の状況に応じ、2分の1を目安に増員
非常動員	震度6以上の地震を観測したとき 大津波警報が発表されたとき	全職員

第4章 津波避難の考え方

1 避難対象地域及び避難困難地域

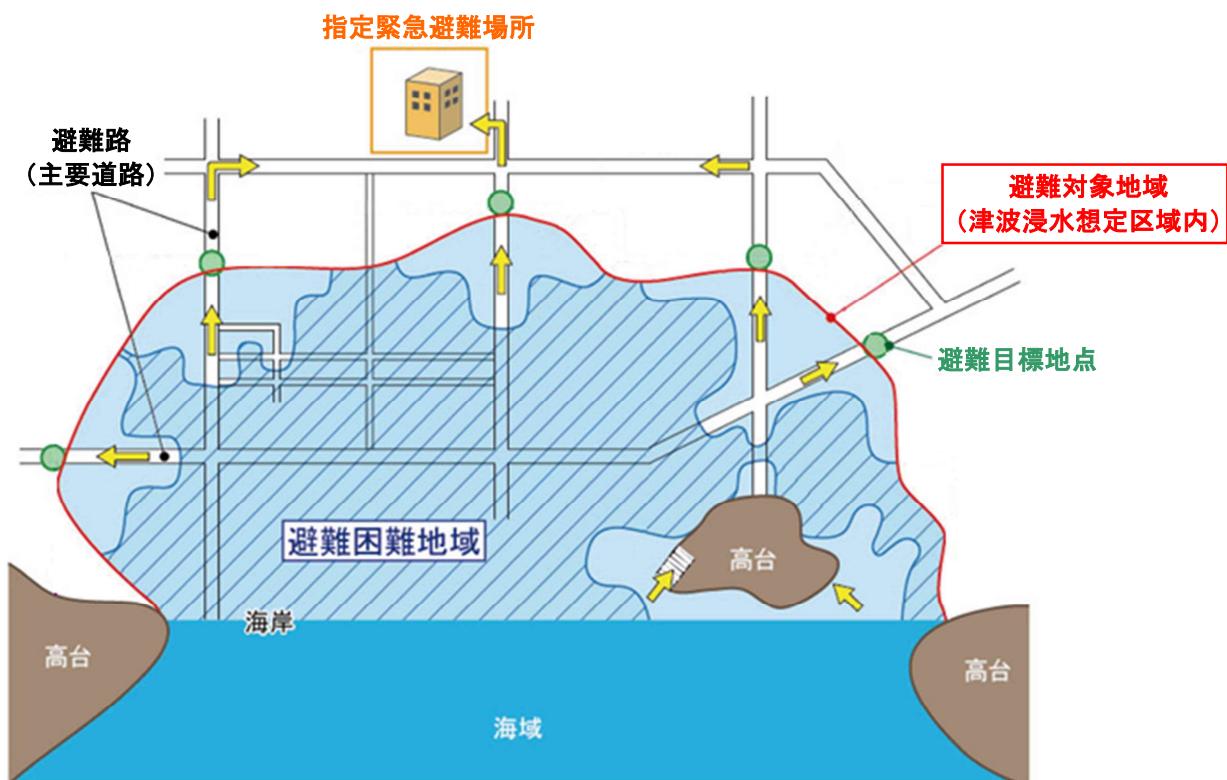
(1) 避難対象地域

避難対象地域は、神栖市津波ハザードマップにおける津波浸水想定区域内の地域を指定する。

また、本市は、ほぼ全域が平坦な地形であり、津波来襲時に避難する高台が極めて少ない。このことから、避難目標地点は高台ではなく、津波浸水想定区域外の全域とした。

(2) 避難困難地域

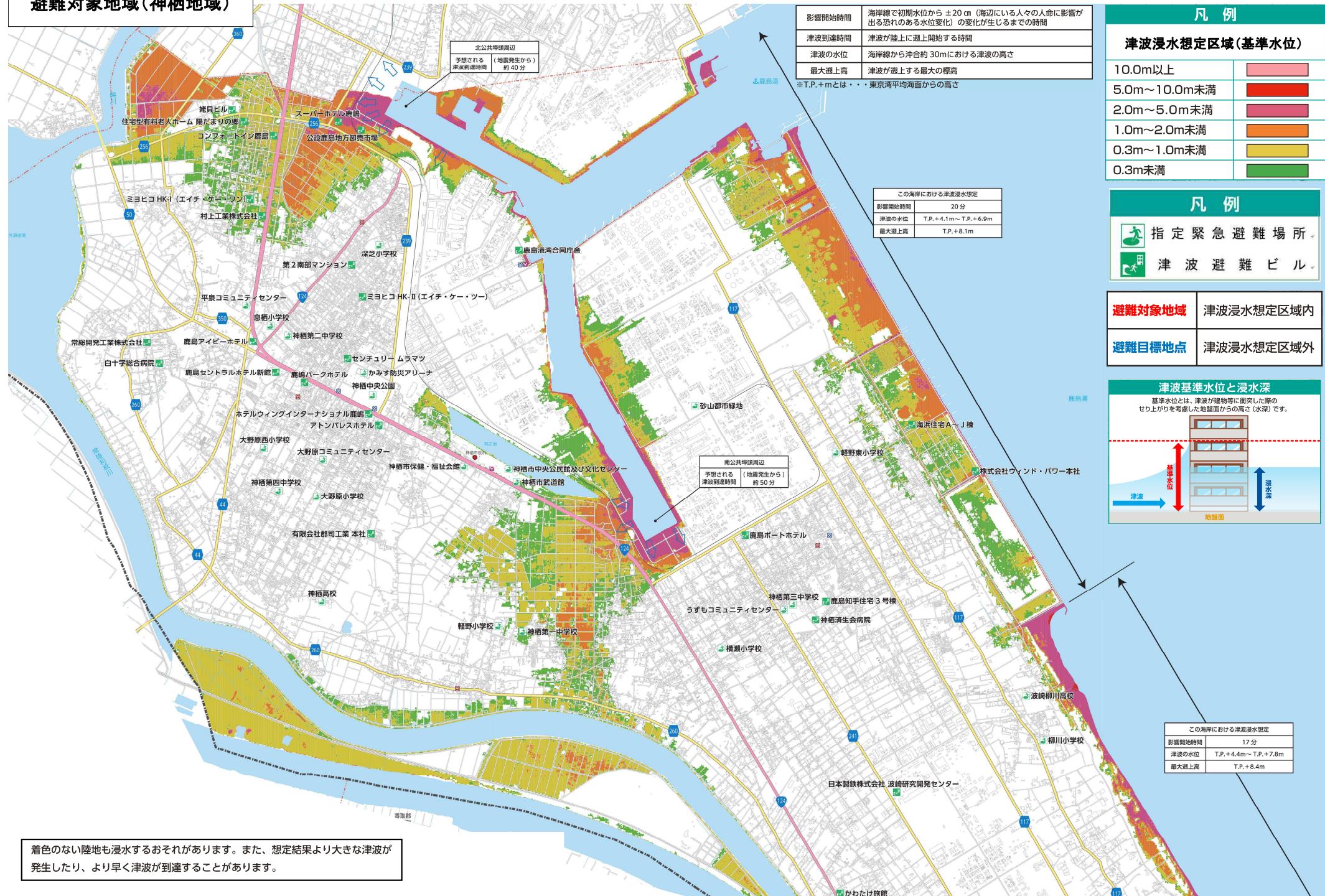
本市で実施した津波避難シミュレーションにより、津波が陸上に遡上を開始するまでに津波浸水想定区域の外に避難が困難な地域を抽出した。



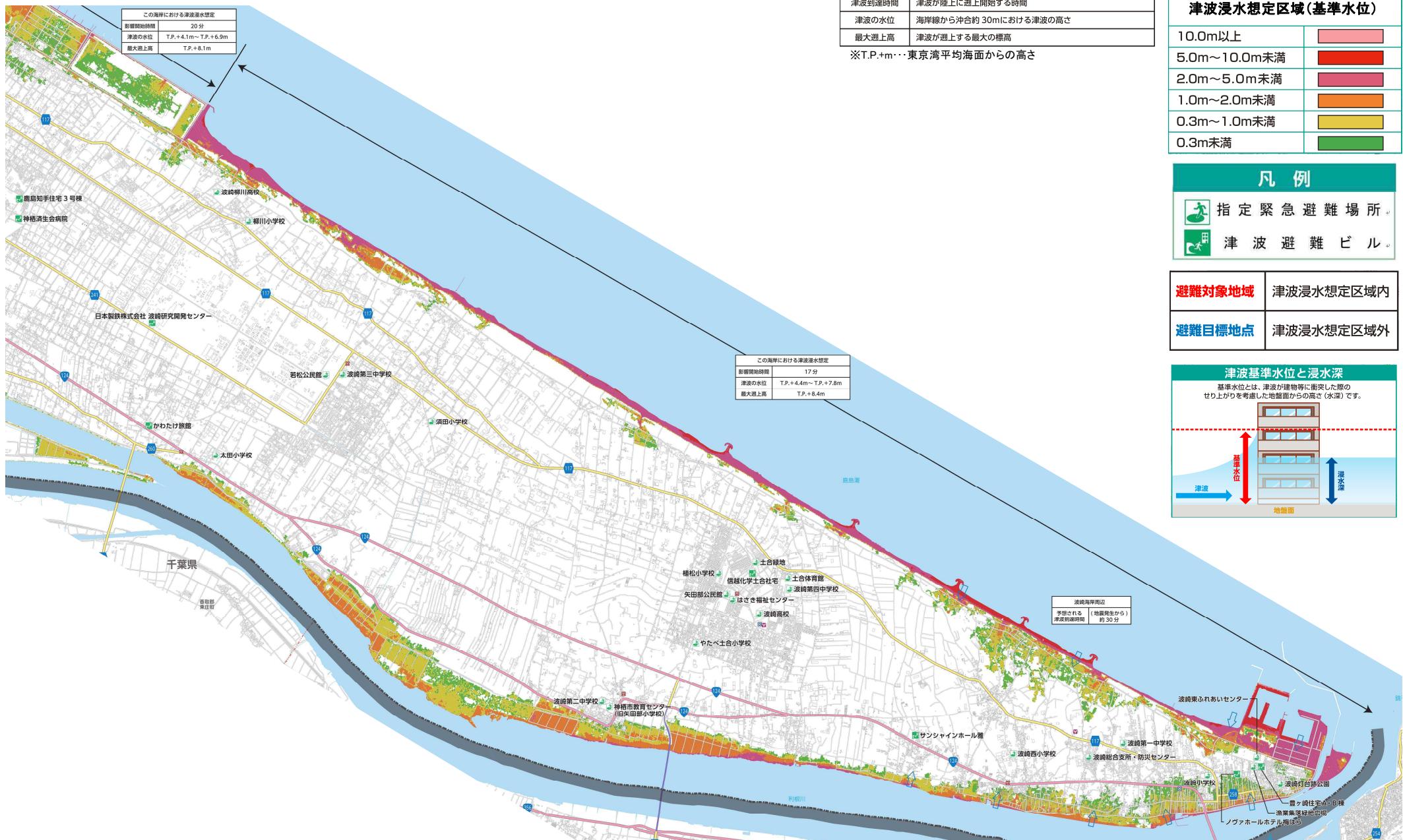
【出典】「津波防災まちづくりの計画策定にかかる指針(第1版)」を一部修正

避難対象地域及び避難目標地点を次頁以降に示す。

避難対象地域(神栖地域)



避難対象地域(波崎地域)



着色のない陸地も浸水するおそれがあります。また、想定結果より大きな津波が発生したり、より早く津波が到達することがあります。

2 避難経路の設定

避難経路は次の点に留意し指定・設定する。実際に現地を歩いて、危険がないか、夜間に災害が発生した際でも通行できるかどうかなど、確認しながら設定することが望ましい。

【チェックするポイント】

	ポイント	可 否
安全性	避難する住民数を考慮した幅員が確保されているかどうか。	Yes・No
	山・崖崩れや建物の倒壊、落下物等の危険性が低いかどうか。	Yes・No
	橋梁を利用する場合は、耐震性が確保されているかどうか。	Yes・No
	海岸沿いや、河川沿いの道路を避けるルートが設定されているかどうか。	Yes・No
	指定した避難路を使用できなくなった場合、他の道路を利用した避難が行えるかどうか。	Yes・No
避難のしやすさ	津波シミュレーション等を踏まえ、津波に向かって避難することのないルートが設定されているかどうか（浸水の方向に留意する）。	Yes・No
	日々の生活で使い慣れている道路かどうか。	Yes・No
機能性	避難先まで、右左折を繰り返すことがないような、わかりやすいルートとなっているかどうか。	Yes・No
	誘導標識が適切に配置されているかどうか。	Yes・No
	夜間に迅速に避難できるよう、商用電源に頼らない誘導灯等が整備されているかどうか。	Yes・No
	階段や急な坂道等には、手すり等が設置されているかどうか。	Yes・No

3 避難方法

東日本大震災では、自動車による避難に伴う交通渋滞の発生などで多くが逃げ遅れている。これらのことから、避難は原則として徒歩によるものとする。

しかしながら、避難先までの距離が相当ある場合や、避難行動要支援者が避難する場合など、徒歩以外の避難手段を検討せざるを得ない場合もあることから、渋滞や交通事故のおそれ、徒歩による避難者の円滑な避難を妨げるおそれが低い地域では、自主防災組織等は、その実情に応じた避難方法をあらかじめ検討しておくものとする。

4 避難誘導方法

市、警察、その他が行う避難誘導は、住民の安全のため次の事項に留意して速やかに行うものとする。

～ 避難誘導の留意点 ～

- 避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たな災害発生場所を避ける。
- 自主防災組織、その他適切な者が主体となって、避難者の誘導措置を講ずる。
- 高齢者、乳幼児、小児、障がい者等要配慮者の安全確保の援助及び優先避難を呼びかけ、近隣者相互の助け合いによる全員安全避難を図る。
- 避難は徒歩を基本とする。ただし、地域によっては、要配慮者の避難や福祉避難所等への距離など地域の課題が異なる為、神栖市避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）に基づき、あらかじめ計画しておく。
- 避難する際は、エレベーターの利用は行わない。
- 津波のくる方向には逃げない。（津波から遠ざかる方向に逃げる）

第5章 地区別避難計画

広範囲に津波浸水が想定される北公共埠頭周辺、南公共埠頭周辺、波崎海岸の一部及び利根川河口付近を対象に津波避難シミュレーションを実施した。

【津波避難シミュレーションの想定条件】

発 災 時 間	夜間																		
避難開始時間	地震発生後10分																		
避 難 手 段	徒歩																		
避 難 速 度	<p>夜間発災の場合には、避難速度が昼間と比べ低下することから、東日本大震災の避難歩行速度(0.74m/s)の80%(0.59m/s)を最高避難速度とした。</p> <p>また、避難者が集中した場合(過密状態)の避難速度低下を考慮した。</p> <p>【参考文献】</p> <p>南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ(第一次報告)「平成24年8月、内閣府中央防災会議」の「南海トラフの巨大地震 建物被害・人的被害の被害想定項目及び手法の概要」</p>																		
避 難 目 標	避難先(避難目標地点、指定緊急避難場所、津波避難ビル)																		
避難目標時間	<table border="1"><thead><tr><th>地区</th><th>影響開始時間</th><th>津波到達時間</th><th>避難目標時間</th></tr></thead><tbody><tr><td>北公共埠頭周辺地区</td><td>発災後20分</td><td>発災後40分</td><td>発災後20～40分</td></tr><tr><td>南公共埠頭周辺地区</td><td>発災後20分</td><td>発災後50分</td><td>発災後20～50分</td></tr><tr><td>波崎海岸周辺地区</td><td>発災後17分</td><td>発災後30分</td><td>発災後17～30分</td></tr></tbody></table>			地区	影響開始時間	津波到達時間	避難目標時間	北公共埠頭周辺地区	発災後20分	発災後40分	発災後20～40分	南公共埠頭周辺地区	発災後20分	発災後50分	発災後20～50分	波崎海岸周辺地区	発災後17分	発災後30分	発災後17～30分
地区	影響開始時間	津波到達時間	避難目標時間																
北公共埠頭周辺地区	発災後20分	発災後40分	発災後20～40分																
南公共埠頭周辺地区	発災後20分	発災後50分	発災後20～50分																
波崎海岸周辺地区	発災後17分	発災後30分	発災後17～30分																

津波避難シミュレーションの結果及び津波避難対策を次頁以降に示す。

1 北公共埠頭周辺地区

発災後10分で避難を開始した場合、堀割地区で避難困難地域が発生する結果となつたが、周辺の津波避難ビルへ避難することにより、津波が陸上に遡上開始するまでに、ほぼ全域が避難を完了できる結果となつた。

周辺の津波避難ビル

施設名称	一時避難スペース	収容人数
公設鹿島地方卸売市場	屋上部分	1,122人
姥貝ビル	3階共用部分(廊下部分)	32人
コンフォートイン鹿島	3階以上通路	500人
ミヨヒコHK-I	3～5階共用部分	146人
村上工業株式会社	3階部分	166人
スーパーホテル鹿嶋	3～8階共用部分、屋上	422人
陽だまりの郷	3階廊下	80人

【必要となる津波避難対策】

避難場所の確保：津波避難ビルの指定及び普及を積極的に行うなど、緊急避難できる場所を確保する。

避難活動の迅速化：津波避難シミュレーションは、発災から10分後に避難開始するものとしている。避難開始時間を早めることにより、避難先へ避難する時間を確保する。

避難方向の周知：最短経路での避難及び津波とは逆方向の内陸部への避難など、あらかじめ避難方向を検討・周知する。

北公共埠頭周辺地区避難計画を18頁及び19頁に示す。

2 南公共埠頭周辺地区

発災後10分で避難を開始することができれば、全ての避難者が浸水想定区域外に避難できる結果となつた。

周辺の指定緊急避難場所

施設名称	一時避難スペース	収容人数
武道館	屋内	1,514人
中央公民館及び文化センター	屋内	1,041人
保健・福祉会館	屋内	1,875人
神栖第一中学校	屋内	2,311人
軽野小学校	屋内	1,431人

【必要となる津波避難対策】

避難場所の確保：津波避難ビルの指定及び普及を積極的に行うなど、緊急避難できる場所を確保する。

避難活動の迅速化：津波避難シミュレーションは、発災から10分後に避難開始するものとしている。避難開始時間を早めることにより、浸水想定区域より外側に避難する時間を確保する。

避難方向の周知：最短経路での避難及び津波とは逆方向の内陸部への避難など、あらかじめ避難方向を検討・周知する。

南公共埠頭周辺地区避難計画を20頁及び21頁に示す。

3 波崎海岸の一部及び利根川河口付近

発災後10分で避難を開始した場合、舎利浜地区及び本新町地区で避難困難地域が発生する結果となった。そのため、津波が陸上に遡上開始するまでに避難が完了できるよう、津波避難施設を整備する必要がある。

周辺の指定緊急避難場所及び津波避難ビル

施設名称	一時避難スペース	収容人数
波崎東ふれあいセンター	屋内	2,886人
波崎灯台跡公園		1,586人
波崎第一中学校	屋内	2,266人
波崎小学校	屋内(3階以上)	986人
ノヴァホールホテル梅はら	3階宴会場等	500人
波崎総合支所・防災センター	屋内、屋上	2,023人
波崎西小学校	屋内	1,163人
サンシャインホール雅	2階ロビー部分、宴会場	630人
漁業集落緑地広場		400人
豊ヶ崎住宅A棟	3階共用部分	20人
豊ヶ崎住宅B棟	3階共用部分	20人

【必要となる津波避難対策】

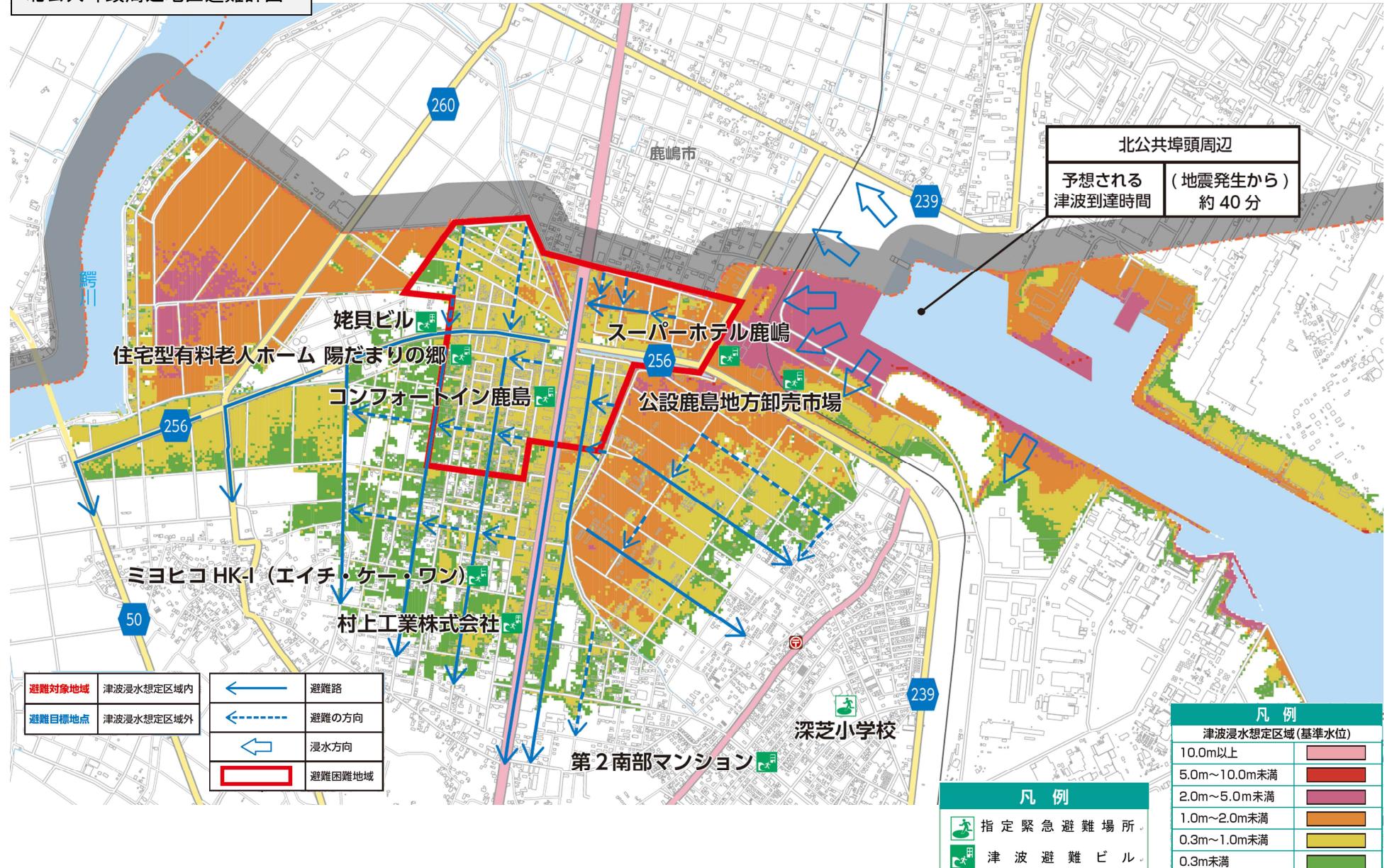
避難場所の確保：新規の津波避難施設の整備や津波避難ビルの指定及び普及を積極的に行うなど、緊急避難できる場所を確保する。

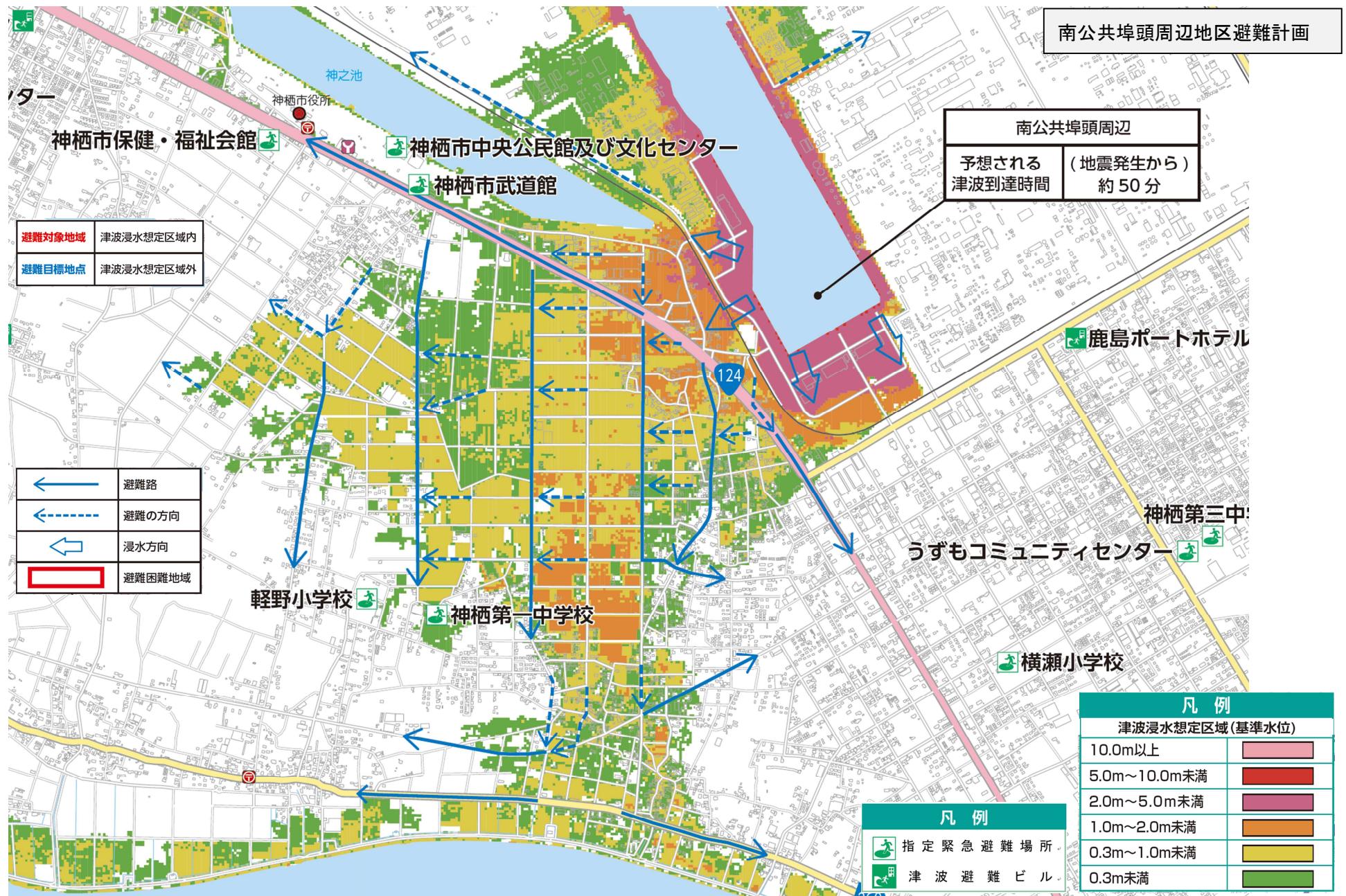
避難活動の迅速化：津波避難シミュレーションは、発災から10分後に避難開始するものとしている。避難開始時間を早めることにより、浸水想定区域より外側に避難する時間を確保する。

避難方向の周知：最短経路での避難及び津波とは逆方向の内陸部への避難など、あらかじめ避難方向を検討・周知する。

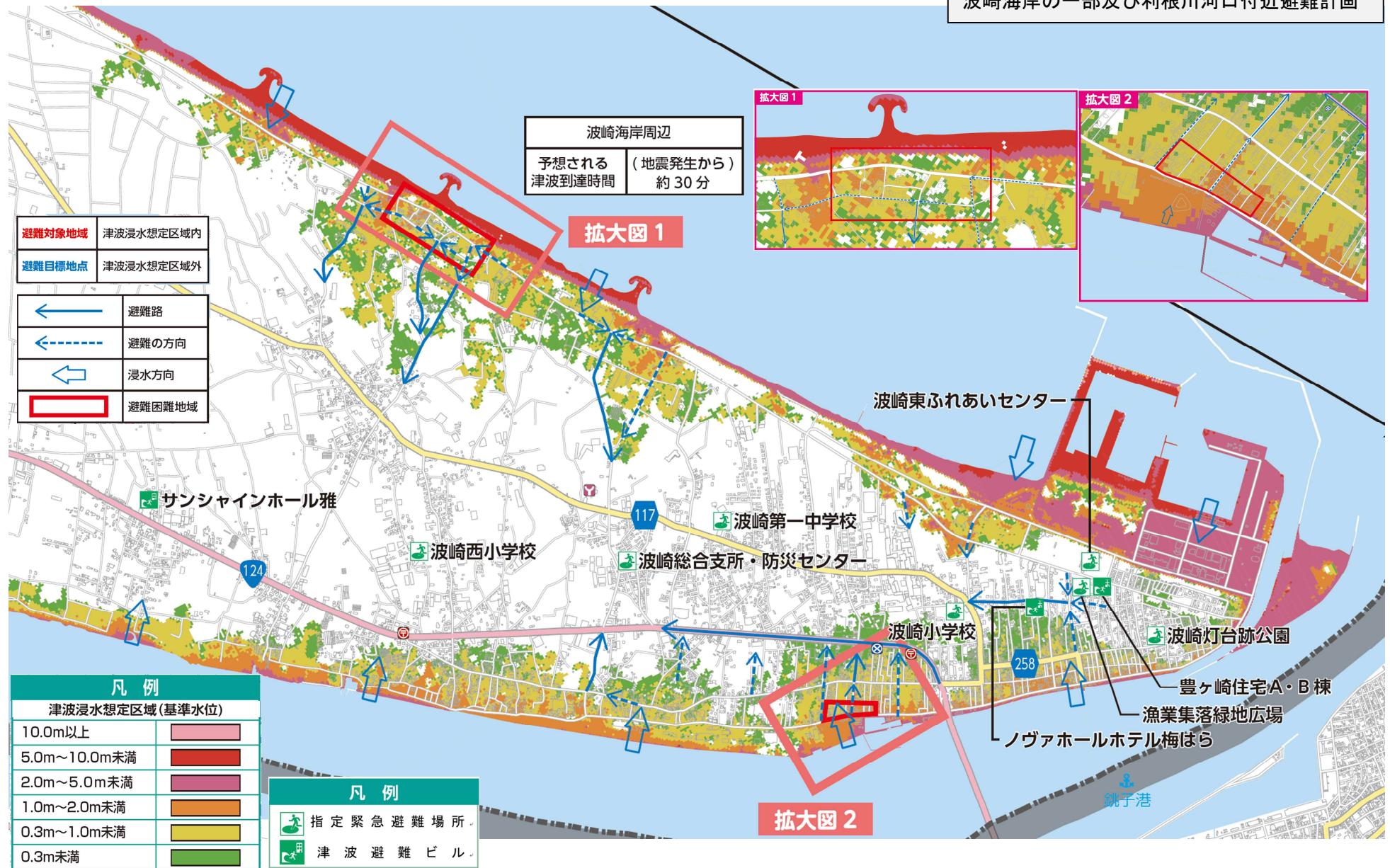
波崎海岸の一部及び利根川河口付近避難計画を22頁及び23頁に示す。

北公共埠頭周辺地区避難計画





波崎海岸の一部及び利根川河口付近避難計画



第6章 災害時における要配慮者及び避難行動要支援者への対策

1 災害時における要配慮者に対する安全確保対策

(1) 安否確認、避難誘導

市は、各地区や自主防災組織、民生委員、福祉関係機関、関係団体等の協力を得て、住宅等に取り残された要配慮者の安否確認や避難誘導を実施する。

(2) 搬送体制の確保

市は、要配慮者の搬送手段として、自主防災組織等の協力を得るとともに、救急自動車や要配慮者関連施設所有の自動車により行う。また、これらが確保できない場合、県等が確保した輸送車両により、要配慮者の搬送活動を行う。

(3) 要配慮者の状況調査及び情報の提供

市は、民生委員、ホームヘルパー、点訳・朗読・手話・要約筆記の奉仕員等及びボランティア等の協力を得てチームを編成し、住宅や避難所等で生活する要配慮者に対するニーズ把握など、状況調査を実施するとともに、保健・福祉サービス等の情報を随時提供する。

(4) 食料、飲料水及び生活必需品等の確保並びに配布を行う際の要配慮者への配慮

市は、要配慮者に配慮した食料、飲料水、生活必需品等を確保する。また、配布場所や配布時間を別に設けるなど要配慮者に配慮した配布を行う。

(5) 保健・医療・福祉巡回サービス

市は、医師、民生委員、ホームヘルパー、保健師など地域ケアシステムの在宅ケアチーム員等によりチームを編成し、在宅、避難所等で生活する要配慮者に対し、巡回により介護サービス、メンタルケアなど各種保健・医療・福祉サービスを実施する。

(6) 保健・医療・福祉相談窓口の開設

市は、災害発生後、直ちに保健・医療・福祉相談窓口を開設し、総合的な相談に応じる。

2 災害時における避難行動要支援者の避難支援

(1) 避難支援体制の構築

神栖市避難行動要支援者避難支援プラン(全体計画)に基づき、地域における避難支援等関係者や区・組・班単位での声掛けや見守りを通じて、避難行動要支援者の避難支援体制を構築する。

(2) 情報伝達、安否確認、避難支援

災害時における避難支援等関係者は、避難行動要支援者名簿を活用して、着実な情報伝達、安否確認及び避難支援を実施する。

第7章 観光客・従業者等への対策

1 情報伝達

災害時の情報伝達に当たっては、防災行政無線や防災ラジオに加えて、メールマガジンやツイッター、市のホームページなど効果的な伝達手段を複合的に活用し、迅速かつ確実な情報伝達ができる体制を整備するものとする。

特に要配慮者に対しては着実な情報伝達と早期の避難を促進するため、多言語ややさしい日本語による伝達内容の工夫や、警察官・消防団、地区住民等の協力による、機器以外で情報伝達が行える体制の確保に努めるものとする。

2 避難誘導標識等の設置

市は、観光客や従業員等への津波対策として、避難場所や津波避難ビルの看板設置、電柱に過去の浸水深、避難方向、海拔等を表示し、常に津波災害の危険性を認識できるように取り組むものとする。



【避難場所看板】



【津波避難ビル看板】



【実績浸水深表示】



【避難方向表示】



【海拔表示】

第8章 津波防災教育・啓発

地震・津波から自らの身の安全を守ることを防災の基本と考え、市民一人ひとりが自覚を持ち、避難行動につながるような正確な知識を普及していく必要がある。

防災教育といった面では「防災週間」、「津波防災の日」及び防災関連行事等を通じて、住民に対して津波災害の危険性を周知するとともに、避難行動に関する情報や家庭での予防・安全対策などについて普及・啓発を図るものとする。特に、児童・生徒への継続的な防災教育の実施に努め、家庭・地域や関係機関と連携した避難訓練を実施する。

また、津波ハザードマップを作成し、市民に周知するとともに、防災教育や啓発活動などを通じて、市民とのリスクコミュニケーションに努めるものとする。さらに、津波災害のリスクや避難に関する課題、具体的な避難方法等を検討し、住民を対象とした啓発パンフレットを作成・配布し、津波防災に対する意識の底上げに努める。

行政や防災機関のみならず、市民・企業が自主的に防災活動に参加し、地域で助け合っていく意識を向上するため、自主防災組織結成に向けた取組を実施する。自主防災組織は、地域の防災士や消防団と連携した上で、平常時は地域コミュニティの活性化や防災知識の普及や防災訓練の実施を行うものとする。特に、防災士間の連携を強化することで、各自主防災組織の連携を促進し、共助に資する強固な体制の構築を図るものとする。

第9章 防災訓練・講演会の実施

津波対策の実効性を高めるため、海岸及び港湾の管理者や防災関係機関と協力・連携した災害図上訓練や要配慮者を含めた住民参加による津波避難訓練を定期的に実施する。津波災害を想定した訓練は、最大クラスの津波やその到達時間を踏まえることとし、防災情報の受理が困難な者に配慮して多様な情報伝達手段を用いるなど実践的な訓練を行うこととする。

また、防災訓練の一環として、防災講演会を開催し地域住民の災害に対する意識の向上に努めるものとする。



【津波避難訓練】



【防災講演会】